

令和7年度第6回福島地方最低賃金審議会

令和7年9月24日（水）16：30～
福島第二地方合同庁舎
1階共用会議室

次 第

- 1 開会
- 2 定足数の確認
- 3 議事
福島県最低賃金改正答申の異議申出について
- 4 その他
- 5 閉会

令和7年度 第6回福島地方最低賃金審議会

会議資料目次

(資料No.)

(頁)

- | | |
|------------------------------------------------------|-----|
| 1 令和7年度（2025年度）福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書
（福島県労働組合総連合） | 298 |
|------------------------------------------------------|-----|

2025年9月18日

福島労働局長 岡田直樹様

令和7年度（2025年度）福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書

福島市五月町2-5
福島県労働組合総連合
議長 野木茂雄

福島地方最低賃金審議会は、9月5日、今年度の福島県最低賃金の改正について、①現行の955円から、78円引き上げ、時間額1,033円とする、②発効日は「令和8年1月1日」とする、③政府・福島県への要望という内容で答申しました。審議会では、最低賃金決定の3要素（労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）を検討したうえで、賃金が物価上昇の伸びに追いついておらず、最低賃金近傍で働く方々の生活が昨年にましてさらに苦しい状況になっていること、最低賃金制度が労働者のセーフティネットであることを最も重視するとして、中央最低賃金審議会が示した目安額63円に、15円上乗せし、過去最高の78円引き上げるという結論を出されました。このことは意義深いものと考えています。また、福島県の中小企業・小規模事業者がさまざまな困難の中で、最低賃金を引き上げやすい環境を整備するために、具体的な支援策を政府と福島県に対して求めていることも重要だと考えています。

しかし、今年度の引き上げによっても、その金額の低さや地域間格差の問題は解決できません。また、発効日が例年より約3か月遅れることの影響も憂慮するものです。

以上をふまえ、下記の異議申出を行います。

記

1. 時間額1,033円することは不服であり、さらに引き上げること。
2. 「令和8年1月1日」の発効日を早めること。

理由

1. 「時間額1,033円することは不服であり、さらに引き上げること」を求める理由

(1) 今年度の引き上げによっても、労働者が生活できる水準にはなっていないからです。

今年度の改正答申では、時間額表記になって以降、最高の引き上げ額となりました。しかし、今年度の引き上げ（1,033円）によっても、労働者が生活できる水準にはなっていません。

- ・法定労働時間である1か月173.8時間労働では、月額17万9536円です。
- ・1か月あたりの平均的な所定労働時間である150時間労働では、月額15万4950円です。
- ・福島県令和6年度月平均労働時間である142.8時間では、月額14万7513円です。

この額面から税金と社会保険料（約20%）が引かれるため、手取りはさらに減少します。さらに家賃や水光熱費の支払い、奨学金の返済なども加われば、生活できる金額ではありません。また、私たちが実施した「最低生計費試算調査」（25歳単身者が1か月に必要な生計費を試算した調査、2016年実施、2022年改定）では、時間給換算で、月173.8時間労働の場合1,469円、月150時間労働の場合1,702円になりました。福島県で働き暮らしていくためには、少なくとも時間額1,500円以上が必要です。よって、さらなる引き上げを求めるものです。

（2）東京都などとの大きな格差が残ったままだからです。

今年度の改正答申により、福島県と東京都との格差は15円縮まりましたが、依然として、その差は時間額で193円です。

- ・法定労働時間である1か月173.8時間労働では、月額3万3544円、年額40万2528円の差になります。
- ・1か月あたりの平均的な所定労働時間である150時間労働では、月額2万8950円、年額34万7400円の差になります。
- ・福島県令和6年度月平均労働時間である142.8時間では、月額2万7561円、年額33万732円の差になります。

私たちは、こうした賃金格差の大きさが、労働者の県外流出の大きな要因になっていると考えています。また、前述の「最低生計費試算調査」では、全国のどこに住んでいても、必要な生計費に地域差はないことが明らかになりました。現在の最低賃金の地域間格差に合理性はなく、全国一律の制度にすべきです。よって、格差の解消へ、さらなる引き上げを求めるものです。

2. 「『令和8年1月1日』の発効日を早めること」を求める理由

発効日について、最低賃金法第14条2項では、改正決定の公示の日から起算して「30日を経過した日」からその効力を生ずること、また「公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって、当該決定において別に定める日がある時は、その日」からその効力を生ずる旨を定めています。

平成28年度（2016年度）以降では、10月1日を基本に遅くとも10月6日までに発効し、答申日から発効日までの期間は54日～56日間でした。今年度の答申日は9月5日でしたので、これまででいけば、遅くとも11月1日が発効日となるはずでしたが、翌年1月1日の発効になりました。発効日を早めることを求める理由は次のとおりです。

（1）今年度の引き上げの趣旨である、最賃近傍で働く労働者の生活改善を1日も早くすすめるためです。

今年度の大幅引き上げは、物価上昇に賃金の伸びが追いついておらず、最賃近傍の労働者の生活が昨年より苦しくなっていること、最低賃金制度がセーフティネットの役割を果たすことを最も重視して行われました。しかし、扶養の範囲で働く労働者への影響を理由に、

発効日を遅らせ、全体の引き上げ時期を遅らせることは今回の改定の趣旨に反すると考えます。改定の趣旨を生かすには、最低賃金法にもとづき、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施すべきと考えます。

(2) 発効日が東京や近隣県より約3か月遅れることの影響を憂慮します。

東京都（1226円）の発効日は10月3日です。隣接県の栃木県（1068円）が10月1日、新潟県（1050円）が10月2日、宮城県（1038円）が10月4日、茨城県（1074円）が10月12日に発効します。他県が1000円を超える中、約3か月間、福島県は955円に据え置かれます。そのため、東京都の差が271円などに広がります。また最も人手が必要な年末の時期に給与が据え置かれ、年収も上がらないことになります。いま、職種を問わず、人材の奪い合いともいえる状況が広がっているだけに、その影響を憂慮します。

(3) 発効日を早めても、対応は可能であると考えます。

発効日を決めるにあたり、「税制上の扶養範囲における年収期間（1月1日～12月31日）」が考慮されました。しかし、時間給労働者の多くは、今年12月に働いた分の賃金は翌年1月に支払われるため、今年の年収には影響ないと考えます。また、時間給労働者をかかえる企業やそこで働く労働者の多くは、中央最低賃金審議会の引き上げ目安が示された時期から、最低賃金の大幅な引き上げを見越して勤務日や労働時間の調整などをすすめており、発効日を早めても対応は可能であると考えます。

3. 「政府・福島県への要望」について、賛同します。

(1) 今年度の改正答申でも「政府・福島県への要望」が明記されました。エネルギーや原材料価格の高騰等による非常に厳しい経営実態をふまえた中小企業・小規模事業者への支援策については賛意を示すものです。最低賃金の大幅な引き上げのためには、政府による抜本的な支援が不可欠です。とくに生産性向上や価格転嫁対策とともに、賃上げに対する直接助成（社会保険料の事業主負担分の減免制度の創設や賃金増加分の補填など）が効果的だと考えています。引き続き、私たちも、その実現を求めて、国や県への働きかけを強めていくことを申し添えます。

(2) また、中央最低賃金審議会に対する要望も初めて明記されました。とくに「都道府県の地方最低賃金審議会公労使委員の代表が参加する検討会を全国規模で開催し、その結果を踏まえ、地域別最低賃金の決定方法について再検討すること」と具体的な提案がされています。私たちも、現在のような決定方法は限界にきていると感じており、抜本的な検討が必要だと考えています。私たちは全国で行っている「最低生計費試算調査」の結果をふまえ、「全国一律制度」の方向を検討されることを強く求めます。

以上

●最低賃金法より

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

●福島県最低賃金の発効日等の推移

年度	引き上げ額	引き上げ率	最低賃金額	答申日	発効日	答申日から 発効日までの期間
2016年度	21円	726円	2.98%	8月5日	10月1日	56日間
2017年度	22円	748円	3.03%	8月7日	10月1日	54日間
2018年度	24円	772円	3.21%	8月6日	10月1日	55日間
2019年度	26円	798円	3.37%	8月5日	10月1日	56日間
2020年度	2円	800円	0.25%	8月6日	10月2日	55日間
2021年度	28円	828円	3.50%	8月5日	10月1日	56日間
2022年度	30円	858円	3.62%	8月10日	10月6日	56日間
2023年度	42円	900円	4.90%	8月7日	10月1日	54日間
2024年度	55円	955円	6.11%	8月9日	10月5日	56日間
2025年度	78円	1033円	8.20%	9月5日	翌年1月1日	117日間